

○志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱

令和8年3月11日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により市内に住所等を記録又は登録している者

イ 市が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により保険者となっている者

ウ 市が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者である者

イ 成年後見人、保佐人又は補助人(以下これらを総称して「成年後見人等」という。)の報酬を支払うことが困難であると市長が認めた者

(対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下これらを総称して「成年後見人等」という。)の報酬の全部又は一部とする。ただし、成年後見人等の報酬助成

の金額は、家庭裁判所が決める金額(対象者の資産状況により対象者が一部を負担できる場合は、その額を除いた額)の範囲内とする。

- 2 前項の規定による成年後見人等の報酬助成額は、施設入所又は長期入院している者については月額18,000円を、在宅者については月額28,000円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所が審判した成年後見人等の報酬に係る対象期間の始期及び終期の属する月については、月額の上限額を日割計算した額を上限とし、在宅期間と施設入所又は長期入院している期間が混在する月については、在宅の日数を助成の上限額により日割計算した額と、施設入所又は長期入院している日数を助成の上限額により日割計算した額を合算して、助成金額の上限とする。
- 4 前項の規定により日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする支給対象者又は成年後見人等(以下「申請者」という。)は、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による申請に当たっては、対象者の施設入所等の生活状況及び資産状況の変化について併せて申し出なければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、助成金の支給を決定し、及び額を確定したときは志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により、助成金の不支給を決定したときは志摩市成年後見制度利用支援事業助成金不支給決定通知書

(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(被後見人等死亡後の報酬助成)

第7条 第2条に規定する助成の対象者が死亡した場合において、当該対象者に係る成年後見人等の報酬に未払いのものがあるときは、市長は、当該成年後見人等に対し、直接助成金を支給することができる。

2 前項の規定における助成金の額は、家庭裁判所が決定した額(対象者の遺留財産を報酬に充てることができる場合は、その額を除いた額)と助成上限額を比較していずれか少ない額とする。

3 第1項の規定による支給を受けようとする成年後見人等(以下「特例申請者」という。)は、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金申請書(特例用)(様式第5号)に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

4 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、助成金の支給を決定し、及び額を確定したときは志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書兼確定通知書(特例用)(様式第6号)により、助成金の不支給を決定したときは志摩市成年後見制度利用支援事業助成金不支給決定通知書(特例用)(様式第7号)により特例申請者に通知するものとする。

5 前条の規定は、助成金の支給決定を受けた特例申請者について準用する。この場合において、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給請求書(様式第4号)とあるのは志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給請求書(特例用)(様式第8号)と読み替えるものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 成年後見人等は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があつた場合には、資産状況等変更報告書(様式第9号)により、速やかに市長へ報告し

なければならない。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、第5条の規定により助成金の支給決定及び額の確定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。
- (2) その他助成金を支給することが不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の施行日前に生じた成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人等の報酬に係る助成金の支給のうち、その支給の申請が施行日以降になされたものである場合は、志摩市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱(令和8年志摩市告示第23号)附則第2項による廃止前の志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成28年志摩市告示第21号)の規定にかかわらず、この告示の規定により手続等を行うものとする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書兼実績報告書

申請者（成年被後見人等）

申請時の居所 (自宅・入院・入所)	〒		
氏 名		生年月日	年 月 日

代理人（成年後見人等）

住 所	〒		
氏 名		電話番号	

次のとおり裏面の関係書類を添えて申請します。なお、助成の審査にあたり、成年被後見人等の収入の状況等、必要な情報を関係機関において調査確認されることに同意します。また、申請内容に虚偽があった場合は、助成金額を返還します。

1. 助成の種類及び申請額

☐ 審判請求費用	円
	(内訳) ☐ 申立手数料 ☐ 郵便切手代 ☐ 登記手数料 ☐ 鑑定料 ☐ 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用
☐ 成年後見人等報酬	円（報酬付与の審判の決定額）

2. 成年後見人等報酬助成対象期間のお住まい

助成対象期間： 年 月 ～ 年 月

期間	居所	施設名・施設形態
年 月 日～ 年 月 日	自宅・自宅外	
年 月 日～ 年 月 日	自宅・自宅外	
年 月 日～ 年 月 日	自宅・自宅外	
年 月 日～ 年 月 日	自宅・自宅外	

【確認事項】 申請者（成年被後見人等）について該当する□にチェックしてください

《住民票上の住所》

- ☐ 志摩市内に住民票を有している。
- ☐ 他の市区町村に住民票があるが、住所地特例・居所地特例が適用され、介護保険・障がい福祉サービスの実施主体が志摩市である。
 - ☐ 住民票上の市区町村から報酬助成が受けられないことを確認した。

《生活保護》

- ☐ 受給していない。
- ☐ 生活保護を志摩市から受けている。
- ☐ 生活保護を他の市区町村から受けている。
 - ☐ 生活保護を受けている市区町村から報酬助成が受けられないことを確認した。

【添付書類】 該当する書類の□にチェックしてください

○審判請求助成の場合

- ☐ 後見開始等の審判書謄本
- ☐ 審判確定が確認できる書類（登記事項証明書等）の写し
- ☐ 審判確定後、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し(家庭裁判所が提出不要と判断した場合を除く。)
- ☐ 支出証拠書類(領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等)
- ☐ その他

○成年被後見人等報酬助成の場合

- ☐ 報酬付与の審判書の謄本の写し
- ☐ 登記事項証明書の写し
 - ⇒報酬付与の審判書に「就職の日から」又は「任務終了の日まで」とある場合
- ☐ 死亡診断書の写し等
 - ⇒報酬付与の審判書に「任務終了の日まで」とある場合。ただし、「任務終了の日」が記載された登記事項証明書を提出する場合は添付不要
- ☐ 収入・資産等が分かる書類の写し
 - ☐ 家庭裁判所に提出した財産目録及び収支報告状況報告書の写し
 - ☐ 預貯金通帳の写し
 - ☐ その他収入、資産等が分かる資料
- ☐ 保護変更決定通知書（最低生活費の記載がある最新のもの）の写し
 - ⇒生活保護受給者の場合
- ☐ 助成対象期間において居所とその期間が分かる資料（領収書の写し等）
 - ⇒入院・入所の場合
- ☐ 住所地特例・居所地特例適用であることが分かる書類（介護保険被保険者証、障害福祉サービス受給者証等）
 - ⇒上記【確認事項】で、他の市区町村から報酬助成が受けられない場合

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました志摩市成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり決定しましたので、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第5条の規定により通知します。

助成金額	審判請求費用 円
	成年後見人等報酬 円 〔 助成の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日 〕
備考	

【支給条件】

成年被後見人等又は成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告して下さい。また、偽りその他の不正の手段により助成金を受けた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました志摩市成年後見制度利用支援事業助成金について、不支給と決定しましたので志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第5条の規定により通知します。

理由	
備考	

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

成年後見人等住所(所在)

成年後見人等氏名

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日付けで決定通知のあった成年後見人等の報酬助成について、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。なお、支給につきましては、下記の口座に振り込み願います。

請求金額 円

【振込先】

受取 口座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☐ 振込口座を指定する															
	銀行・農協 信漁連 信用金庫				本店 支店 出張所		種 別				口座番号					
口座振 込依頼 欄	金融機関コード				店舗コード		☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）									
	ゆうちょ銀行				記 号						番 号					
	フリガナ															
	口座名義人															

※原則、被後見人様名義の口座をご記入ください。被後見人様名義の口座への振込みが困難な場合、困難な理由を文書（任意の様式で結構です）にて提出してください。

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(特例用)

次のとおり裏面の関係書類を添えて申請します。なお、助成の審査にあたり、本人及び世帯員（同一生計である者を含む。）の必要な事項を関係機関に調査・照会することに同意します。

(成年後見人等であった者)申請者	フリガナ		本人(生前)との関係	□成年後見人 □保佐人 □補助人 □成年後見監督人 □保佐監督人 □補助監督人		
	氏名					
	住所	〒 ー 電話番号 ()				
(成年被後見人等であった者)本人	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名		死亡年月日	年 月 日		
	死亡時の住所(居所)	〒 ー				
	死亡時の住民票上の住所	〒 ー				
	申請資格 (本人の死亡時点において該当する□にチェック)	□ 1 生活保護受給者 □ 2 成年後見人等の報酬を支払うことが困難である者				
報酬付与の審判日	年 月 日	報酬額	円			
遺留財産	円	遺留財産から受領可能な額	円			
申請額	円					

【添付書類】該当する書類□に必ずチェックをしてください

(提出必須書類)

- ☐ 報酬付与審判書謄本の写し
- ☐ 死亡時状況報告書（特例用）（別紙１）
- ☐ 本人の死亡が確認できる書類の写し（住民票除票の写し、死亡診断書等）
- ☐ 請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し （表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ）

(生活保護受給者)

- ☐ 被保護証明書
- ☐ 本人確認証の写し

(成年後見人等の報酬を支払うことが困難である者)

- ☐ 収入・資産等申告書（特例用）（別紙２）
- ☐ 世帯員全員が記載された住民票（除票）の写し
- ☐ 世帯員全員（※）について収入・資産等の内容が確認できる書類
（年金振込通知書・年金額改定通知書、給与明細書、預貯金通帳（表表紙、表紙の裏の部分、１年分の取引履歴、本人死亡後の葬儀費用や医療費・介護サービス利用料等の各種支払いを済ませた後の最新の残高記載部分）、預金証書、証券会社等の口座残高等）
- ☐ 世帯員全員（※）が市民税非課税であることが分かる書類の写し（世帯員全員（※）分の市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）
※住民票を別にしているが同一生計である者がいる場合は、世帯員と同じ添付書類を提出して下さい。

死亡時状況報告書（特例用）

（別紙１）

本人（成年被後見人等）の死亡時の状況について、次のとおり報告します。

1 本人（成年被後見人等）の死亡時の生活場所

☐ 在宅

☐ 在宅以外 → 施設等名称：_____

2 報酬対象期間

年 月 日～ 年 月 日

3 上記報酬対象期間中の入所・入院の状況

☐ 報酬対象期間が全て1「本人（成年被後見人等）の現在の生活場所」と同じである。

→異なる場合

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

年 月 日～ 年 月 日（施設等名称：_____）

4 後見等開始の審判を請求した人

☐ 志摩市長 ☐ その他（_____）

収入・資産等申告書（特例用）

	氏名	市民税	年間見込収入額 (助成申請する年の1年間)	資産額 (本人の死亡時点)
本人 (成年被後見人等)		☐ 課税・ ☐ 非課税	_____円 (内訳) 年金: _____円 給与: _____円 その他: _____円 () ※本人については見込ではなく実績の収入額を記載してください	_____円 (内訳) 現金: _____円 預貯金: _____円 有価証券: _____円 その他: _____円 () ※本人については遺留財産確定時点の金額を記載してください
世帯員()		☐ 課税・ ☐ 非課税	_____円 (内訳) 年金: _____円 給与: _____円 その他: _____円 ()	_____円 (内訳) 現金: _____円 預貯金: _____円 有価証券: _____円 その他: _____円 ()
世帯員()		☐ 課税・ ☐ 非課税	_____円 (内訳) 年金: _____円 給与: _____円 その他: _____円 ()	_____円 (内訳) 現金: _____円 預貯金: _____円 有価証券: _____円 その他: _____円 ()
合計	世帯員数 ____人		世帯の収入の合計 _____円	世帯の資産額の合計 _____円
本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産			☐ 有 () ☐ 無	
住民票を別にしているが同一生計である者 (有の場合、該当者について上記「世帯員」欄に記載し、世帯員と同じ添付書類を提出してください。)			☐ 有 () ☐ 無	

※生活保護受給者であった場合は、世帯員欄の記入は不要です。
※添付書類の右上部分に資料番号を記入してください。
例世帯員1の預貯金通帳2つ目「世帯員1ー預貯金2」など

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書兼確定通知書(特例用)

年 月 日付けで申請のありました志摩市成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり決定しましたので、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

助成金額	成年後見人等報酬 円 〔 助成の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日 〕
備考	

【交付条件】

偽りその他不正の手段により助成金を受けた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金不支給決定通知書(特例用)

年 月 日付けで申請のありました志摩市成年後見制度利用支援事業助成金について、不支給と決定しましたので、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

理由	
備考	

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申請者住所(所在)

申請者氏名

志摩市成年後見制度利用支援事業助成金請求書(特例用)

年 月 日付で決定通知のあった成年後見人等の報酬助成について、志摩市成年後見制度利用支援事業助成金支給事務実施要綱第7条第5項の規定により下記のとおり請求します。なお、支給につきましては、下記の口座に振り込み願います。

請求金額 円

【振込先】

受取 口座	☐ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☐ 振込口座を指定する															
	銀行・農協 信漁連 信用金庫				本店 支店 出張所		種 別			口座番号						
口座振 込依頼 欄	金融機関コード				店舗コード		☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）									
	ゆうちょ銀行				記号					番号						
	フリガナ 口座名義人															

※申請者名義の口座をご記入ください。

年 月 日

(宛先) 志摩市長

資産状況等変更報告書

報告者（成年後見人等）

住 所	〒		
氏 名		電話番号	

成年被後見人等

報告時の 居 所	〒
氏 名	

この度、成年被後見人等の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

変更の内容	事由発生年月日 年 月 日 《変更前》
	《変更後》
変更理由	【理由】

<注意> 報告者は成年後見人等に限ります。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)